

商標権，権利侵害，抗弁 **商標⑤** p247～259 （不正競争防止法は 28 回）

1 権利発生

2 専用権と禁止権

3 商標権の効力制限

4 商標権侵害

標章の使用と具体例 p.250

5 間接侵害

6 商標権侵害主張に対する対抗措置

- ・ 先使用权
- ・ 無効の抗弁
- ・ 無効審判
- ・ 不使用取消審判

（商標権の設定の登録）

第十八条 商標権は，設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは，商標権の設定の登録をする。

（商標権の効力）

第二十五条 商標権者は，指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし，その商標権について専用使用権を設定したときは，専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については，この限りでない。

（侵害とみなす行為）

第三十七条 次に掲げる行為は，当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

（先使用による商標の使用をする権利）

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果，その商標登録出願の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは，その者は，継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は，その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても，同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は，前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し，その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。